

<特集・協同組合法制を考える>

現代協同組合法の動向と日本の協同組合法制のあり方

石 見 尚（東京都／日本ルネッサンス研究所代表）

本稿は共済保険研究会『共済と保険』第34巻7号（1992年7月）に掲載されたものを、同誌の了承のもとに転載した。転載にあたっては編集部の責任において若干の削減をおこなった。

協同組合法制（定款を含む）について言えば、ICAの勧告する協同組合原則に準拠するのが会員資格であります。日本の現行の各種の協同組合法は、1945～50年の時期に制定されたから、1937年の協同組合原則（パリ大会）に準拠した法の内容になっています。したがって、1966年の現在のICA協同組合原則（ウィーン大会）が十分に取り入れられていないのではないか。たとえば、「剩余金の配分」の優先順位について、法律の改正をしたでしょうか。私は雑誌『世界』に、いまの日本の協同組合法制は老朽化していると書きましたのは、1966年原則の起草者、W・P・ワトキンズ氏の提案理由とその「原則」と比べて言ったものです。ICAはその後、レイドロウ提案、マルコス提案を経て、世界の協同組合が、ポスト産業社会を目指して生れ変るための原則を模索している現実と比べれば、日本の協同組合の法制面での遅れを、さらに強く痛感するのであります。

1. 「協同組合の基本的価値」の論議の

現実的背景

「協同組合の基本的価値」を問うアイデンティティの問題は、「資本主義」、「社会主義」の行詰まりないし崩壊後の、協同組合セクターの役割りの自覚と結びついています。協同組合セクターを国民経済の有力な構成部門として認知していくには、どのような法制化が求められるのかという問題に発展するのであります。

(1) ECの生協、国境を越える

ユーロコープの立法

ECは1993年に政治統合にすすみ、象徴的には共通通貨が採用されるわけで、完全なEC共同体が出現します。その中で公的セクターと私的セクターの中間にある第3のセクターとして、エコノミー・ソシャール（Economie Sociale）という、組合方式による非営利の事業セクターの存在を公認する議論が、EC委員会（会長ドロール）でなされています。

エコノミール・ソシャールは協同組合、共済団体、非営利任意団体の3つの組織から成り立っています。イタリア、スペインには、憲法の中に協同組合を組織する自由の保障を明記しております。こういう背景がありますから、エコノミー・ソシャールの一番の中心になるのは協同組合であります。

もう1つは、EC統合が行われると協同組合のなんらかの統合も進むわけで、生協では国境を越えるユーロコープが、現実に進んでいます。ユーロコープの成立に伴い、各国の生協法を調整する必要が出てきますので、調整法の原案がほぼできているようです。

(2) ソ連、東欧の新協同組合法制の動向

東欧にも協同組合はありますが、国家の統制下におかれています。生協は国家の配給機関のような役割を果たし、農協は集団農場化していました。協同組合の「基本的価値」に言う個人の自主性に基くアイデンティティがなかったと言えます。

「ベルリンの壁」の崩壊後は、今までの「社会主義」協同組合法が否定され、新協同組合法をつくりつつあります。市場原理と社会原理が結びついた協同組合セクターを形成しなければいけないわけですが、新しい協同組合法制に形式的に移行

していても、現実の経済があのような混乱状態にありますので、充分に機能していません。

(3) 第3世界の協同組合

もう1つ、10月の東京大会のペーク報告に注目していただきたい点は、第3世界の協同組合の問題です。アジア、アフリカなどの第3世界諸国は、1960年代までは政治的独立とともに台頭がめざましかったのですが、70年代以後はオイルショックによる経済的脆さが出て、多額の対外累積債務を抱えるようになりました。その背景には、第3世界の協同組合は国家がスポンサーという「ストート・スポンサード・コープ」の性格が強いという事情があります。ことにサワラ以西のアフリカ諸国では、国家資金による「社会主義経済」下の協同組合が上から組織されました。官僚主導の協同組合は表面的には整備されていますが、組合員は出資の義務もなく、形式的に加入しただけですから、組合へのアイデンティティはありません。組合員の無関心と官僚指導の非効率性のために、経済実績はありません。結局、輸入依存とオイルマネーによる投資がかさむ構造から脱却できなくなっています。

しかし、1980年代になると、第3世界のこれらの国々では、上からの「近代的協同組合」制度への内部批判が民衆から吹き出てきました。現在、まだ「結い」の習慣の残る農村共同体が、身の丈にあった協同組織として再評価され始めています。この部落組合は、近代的協同組合の形態をとってはいませんが、そこには貧困からの自立と「他人への思いやり」が共同作業を通じて存続し、全員が村の共同事業に参加する民主主義の自治があり、むしろ「協同組合の基本的価値」が生きて実践されているのは、この農村共同組織ではないかという新たな自己発見が出てまいりました。近年登場してきた「セルフ・ヘルプ」運動がそれです。この運動は、自主の協同組織を準協同組合(Precooperatives)と呼び、この組合の発展を基盤として、全国組織を真の協同組合に再編していく方針を出しています。そのための法制化が論議されているのです。

(4) オーストラリアでの協同組合原則の改訂についての問題提起

オーストラリアのニュー・サウス・ウェルズ州政府は、協同組合の資本造成のために政府が補助金を出すことが、協同組合原則と矛盾しないというレポートを出しました。そして1990年に1924年協同組合の改正をしました。それは協同組合セクターの形成と関連があり、剩余金の処分に社会的観点をいれる問題であります。時代の変遷に対応した法制の改正として、興味のある問題ですが割愛します。

2. 新協同組合法制の動向

1980年代に入ると、世界は協同組合法の新しい時代を迎えたようになります。労働者生産協同組合、住宅協同組合、コミュニティ協同組合、学校協同組合、サービス協同組合等の社会目的をアイデンティティとする協同組合が出現し、タテ割りの経済目的による業種別協同組合の枠におさまらなくなりました。農協、消費組合などの既成の経済事業中心の協同組合法との統一した体系が課題となってきたのであります。

(1) スペイン協同組合法の体系

スペインのモンドラゴン協同組合は、ご承知のように労働者生産協同組合型規約を参考にした生協、労働金庫、共済組合、住宅協同組合、教育協同組合、農業・林業協同組合があり、多種多様な協同組合のネットワークとして成功しています。バスク自治州の実現後、州政府はモンドラゴン型の協同組合制度に基いて、1982年に新協同組合法を制定しました。それは経済目的による協同組合と社会目的をもった協同組合を、1つの協同組合法に統合的に規定したものです。協同組合原則によって共通的に規定すべき事項は第1部の「一般規定」(総論篇)に規定し、それぞれの目的ないし機能をもつ協同組合の特殊な性質は、第2部の「特殊規定」(特殊篇)に規定しております。

カタローニャ自治州も、1983年に新協同組合法を制定しました。バスクのそれと似た形式になっています。バスクとカタローニャは、スペインの

2大先進工業地域で、両者は政治、文化面で張合って独自性を競っていますが、協同組合法が期せずして同様の構造になったのは興味深いことです。そして共同制に移行したスペインは国政レベルで、1987年に国全体におよぶ新協同組合法を制定した。それは両自治州の協同組合法を基礎にした構造になっています。

(2) カナダのサセカチュワン州の協同組合法

カナダの協同組合は、州法にもとづいています。イギリスの産業節約組合法のタイプの法律でした。協同組合運動の先進地であるサセカチュワン州の協同組合は、モンドラゴンの協同組合複合体を目指し、従来の生協、農産物販売組合のほかに、労働、サービスの協同組合、共済組合、コミュニティ協同組合、住宅協同組合を加えた統一協同組合法に切替えました。1983年のことです。

(3) イギリスにおける産業節約組合法と労働者生産協同組合の調整

伝統と習慣を重んずる英国では、産業節約組合法が協同組合の根拠法になっています。それは協同組合としての登記の認定を登記官が行うことにしており、組合定款が協同組合原則に合致していることが基準になります。1970年代から登場してきた新型の労働者協同組合である「企業共同所有運動」(I C O M)は、融通がきくために規範性の乏しい産業節約組合法をきらって、I C O M法を立案しました。これを機会に専門家は、モンドラゴン型の生産協同組合を、定款の変更だけで法認する道はないかと、苦心の研究をおこないました。それと同時に、一般企業から労働者管理なし労働者特殊協同組合への転換や課税を容易にしようというわけです。元ソリシター(事務裁判官)のパディ・スミス編「Cooperatives That Work」(1988)は、在来型協同組合法制に新しい酒を盛る試みとして評価できます。

(4) アメリカのワーカーズ協同組合の法制化

アメリカでは協同組合立法は州の固有の権限になっています。1982年にマサチューセッツ州でEmployee Cooperative Corporation Act(法典・157A)を制定しました。コネチカット、メイン、

ワシントン州でも、それぞれ独自の新立法をおこなって、新動向に対応しました。

以上、1980年代以降の世界の協同組合立法の特徴を要約しますと、多種多様な協同組合の出現とともに、国家が公権力によって協同組合の内容を先導することは益々むつかしくなり、定款に自己証明を譲るようになったことがあります。それだけ協同組合の自主性が高まったことを意味します。また協同組合は、既成法で認可された組織、あるいは小会社形態の組織、あるいは村落共同体や任意団体の如何にかかわらず、真に、協同組合の基本的価値と存在様式をもっているものが協同組合であるという時代になったことを意味します。

3. 日本の協同組合法制の問題点

1940年ごろまでの日本の産業組合は、購買、販売、信用、利用の機能別組合でした。それはアメリカの多数の州の立法例に近いものでした。

業種別協同組合へ分割され、それぞの業種別法をもつようになったのは、第2次大戦後の占領政策によってあります。それは日本の民主化政策の一環だったわけです。しかしその反面、意図しない別の結果を生み出しました。業種別協同組合は建前は政府から独立した団体ですが、日本のような中央集権国家で、ガルブレイスが「産業国家」の著作で言うような法人企業とテクノストクチャが形成されるところでは、業種別協同組合は国の政策遂行の推進機関の役割を果すことになり易いということです。

国家主導型協同組合は、第3世界の政治的独立の過渡期には止むえない点もあります。しかし、1980年代にはその失敗が表面化し、自主性をもった協同組合への転換がおこなわれつつあることは既にのべたとおりです。

日本ほどの高度に発展した国で、自立した協同組合セクターを作る段階では、タテ割りの業種別法に象徴される協同組合の構造から、地域複合型のネットワーク構造へ移行するプランを持たなければなりません。

4. 共済事業について

生命共済、建物共済、傷害共済などの組合は、団体加入者の規模が大きくなれば掛金も少くて済み、内部で分野調整すれば事業の効率もあがるから、現在の業種別のタテ割りで同じような事業をすることは不合理なのではないでしょうか。素人の眼には、そう思われます。

高齢化社会が意識され始めた現在、大手の保険会社は新営業品目として、「積立介護費用保険」を出しています。この保険サービスはクラブ組織への加入になっていて、コンサルティング・サービスやケア・サービスを全国どこからでも利用できるシステムを採用することになっています。問題は、加入高齢者を親身になってケアする医師、看護婦、保健婦、ソーシャルワーカーズなどの専門家が確保できるかどうかです。

その点、協同組合は、本来ならば、福祉のための生活サービスが充分にできる筈です。現在の業種別タテ割り共済組合の制度で、大手保険会社が商品化している保健相談や介護サービスが提供できるのでしょうか。どうでしょうか。

協同組合によるケア・サービスの態勢が整うには、医師、看護婦のほかに、家事サービスやケア・サービスのワーカーズ・コレクティブの組織が必要であり、そのためには業種別法の体系では対応できない労働者協同組合（就業協同組合）の法的整備が必要になるのです。

5. 日本における新協同組合法への 移行の1つのシナリオ

農協法に准組合員制度があり、かねてからその是非が問われています。この制度は法的には農家（農地所有者）だけを正組合員とする業種別法の産物であります。機能別協同組合法の体系では、そもそも准組合員の制度は想定されないので。

協同組合原則は、本来、後者の機能別協同組合を前提としているように思えます。日本的な業種別協同組合は、その変形であります。

カナダのサセカチェワン州のレヂーナ市の郊外

村にあるシーウード協同組合は、農家も消費者も共に正組合員であり、協同組合のスーパー・ストアには、農家の生産した野菜が並び、その生産した小麦粉でパンが焼かれています。加工食品とともに、日常雑貨、家電品が売られ、建設資材もあります。自動車整備、農業機械修理工場、肥料の配合工場も設置されています。美理容、ブティックのサービスもあります。住宅サービスも設けられています。クレジット・ユニオンの支店もあります。農家も消費者も共通の協同組合に結集し、シーウード・コープは文字どおり地域サービスセンターの役割を課しているのです。それは業種別農協ではなく、生産、消費、販売、購買、信用、利用組合の複合タイプなのです。言うなれば機能別協同組合のネットワークのサービス・センターを形成しているのです。農家は消費者と共生しつつ地域社会を形成する人間の原理が、そこに貫かれているのです。

この点で、私がワーカーズ・コオペラティブスを法律論として強調する理由がわかつていただけるかと思います。労働者生産協同組合は人間が主人となって働く組織ですから、多種多様な業種の中から選んで従事することを想定します。つまり業種は人間の働きに従属します。したがって業種別協同組合法を超える性格をもつのであります。「労働が資本を雇用する」（レイドロウ報告）協同組合に法的形成を与えれば、つきの事項が盛り込まれることになります。

就業協同組合の要点

- 「1. 出資組合の定款の内容が、協同組合原則に準じていれば、有限責任の協同組合法人（仮称、就業協同組合法人）として、簡易な手続きによって認可すること。
2. 組合が組合員の従事分量に応じて分配した剰余金は、法人税において非課税とすることを明記すること。
3. 次の事業を行なう。
(1)各種の生産、加工事業、商業、運輸業、サービス業、その他の事業

(2)組合員の共済施設

(3)組合員の教育、生活、福利、文化の改善施設

(4)取引の事業者にたいする団体協約

(5)その他関連する事業

4. 組合員以外の従事者の年間従事日数は、組合員の従事日数の2分の1をこえないこと。

また子企業にある場合は、従事者のうち、非組合員は2分の1をこえないこと。組合が自己の事業を外注する場合には、事業量の2分の1以下でなければならない。

5. 組合員は、組合の事業に出資し、従事するものでなければならない。

6. 従事分量配当の全部または一部を内部積み立て金にあてることができる。

7. 持ち分の譲渡はできない。」

右の規定、労働することが組合員の条件であること、組合員の人格権が財産権に優位すること、労働の成果の一部は共有財産（資本）として蓄積され、社会の資産とすることを想定しているのであります。

したがって、就業協同組合の法制化は業種別協同組合法とは異なる体系への移行の第一歩となるのです。

第2のステップとして、ワーカーズ・コオペラティブスの整備と密接な関連のある福祉協同組合、環境保全協同組合などを併せて法制化するため、就業協同組合を加えた「社会協同組合法」（仮称）に拡大することが考えられます。これらはタテ割り行政のいくつかにまたがる機能をもっているので、この種の新型協同組合の公的認知のためには、内閣に「協同組合基本問題調査会」の設置が必要となるのではないかと思われます。既存の協同組合法の多くは経済法の体系になっておりますが、この段階で、社会法としての協同組合法のあり方が法律専門家の研究課題として登場するのではないかと予想されます。

そして第3のステップとして、「エコノミー・ソシャール」を公認し、その振興方策を国政として合意する「協同組合基本法」（仮称）の考えが浮上することが考えられます。協同組合法の新し

い形式を整えるために、「社会協同組合法」をモデルにした「統一協同組合法」が検討されることになりましょう。それはおそらく、バスク協同組合法に端を発し、世界的に関心を集めた統一協同組合法の体系を、参考に供することになると見通されるものであります。

私の新協同組合法の構想は、何年までに新協同組合法をつくって業種別の協同組合はいっせいに解散して、新しい協同組合法に移るということではありません。そういうことをすれば混乱をおこすばかりです。

それで新幹線方式を考えました。今後新たに設立される協同組合は、経過的に「社会協同組合法」、そしてのちに「統一協同組合法」によることにし、既存の協同組合法に準拠している協同組合は、当分そのままでいいのではないかでしょうか。農協はいま合併が進んでいますが、もし合併でなく、一度解散して出直すというのであれば、「統一協同組合法」という新幹線に乗って下さいということです。このように二本建でいったら、混乱が少なくてすむのではないかと思います。

いずれにしても、新幹線の新協同組合法と団体が発車オーライとなる一応の目安を、2000年においてはどうでしょうか。産業組合法が1900年に公布されましたので、100年たった2000年に新幹線的な協同組合法が走れるような状況にし、できうれば既存の協同組合も2000年に合流するような形で準備を整えていくことができれば、2000年の協同組合の大記念事業となります。そしてまた画期的な、21世紀のビジョンを持った協同組合が、日本に誕生することになるのではないかと思います。